

～法人マーケット開拓に役立つ～

建設機械リース業

39

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ

<http://www.arice-aip.co.jp>

株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に2法人営業部、19支店、10オフィスを持ち、損害保険約25億円、生命保険約35億円の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

【本原稿は同社スタッフ共著、代表執筆者 株式会社A.I.P 仙台支店 支店長 加藤啓昭】

建設機械リース業のリスクマネジメント

◇建設機械リース業の特徴

経済産業省「特定サービス産業実態統計調査」によると平成17年の事業所数は347社で、全国建設機械器具リース業協会に加盟する会員数は平成22年9月末現在で正会員997社（ピーク時1400社）となっております。

当該業種はユーザーの経費削減に大きく貢献し急成長を遂げましたが、建設業界の低迷や参入企業の増加による市場飽和によって国内市場規模は縮小へ転じました。

しかし東日本大震災の復興需要の高まり等から当面は安定した業況推移が予測されます。業務内容は、メーカー系の販社や商社から建機を購入して始業点検・調整の後、発注元の建設業者に貸し出します（オペレータ付も含）。

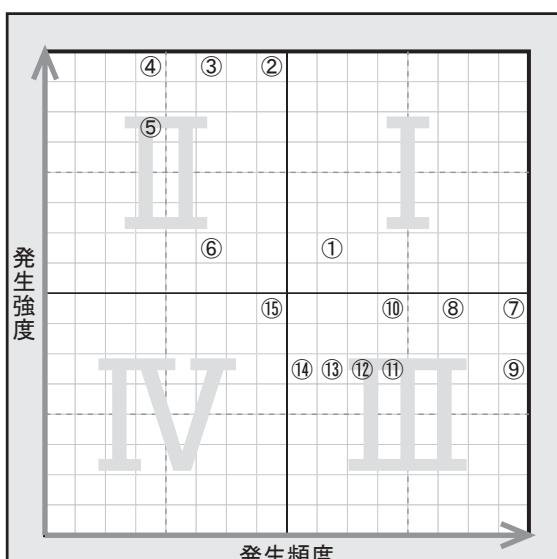
建機はヤード渡しの他、貸与先の指定建設現場等に搬入し契約終了時に受領または建設現場等に引き取りに行きます。国内建機リースの需要は季節的要因に大きく左右されます。（1）ユーザー側による工事発注が予算執行や決算期等で偏る、（2）公共工事は夏場が端境期で年度末にかけ需要増加の傾向となる等があります。

大手建設機械メーカー等は大幅な国内受注増が難しくなる中で海外の鉱山開発や地下鉄等の大規模社会インフラ整備による需要増を見込み、海外事業を強化し収益の柱に育てつつあります。

世界的な環境規制強化によりハイブリッド型建機等の開発競争も激しくなっておりま

◇リスクマップの例

- I ①売上債権の回収遅延（業況悪化）
- II ②自然災害及び天災による建機損害
- ③工事中・移動中の第三者賠償
- ④自動車事故による第三者賠償
- ⑤労働災害（事故・天災等）
- ⑥元請けの倒産（手形不渡り）
- III ⑦建機購入価格の上昇（高性能化）
- ⑧リース単価の下落（安値受注）
- ⑨運転資金調達（季節要因）
- ⑩過大な設備投資
- ⑪契約上のトラブル（受注方法）
- ⑫法令違反（重量規制・交通規制等）
- ⑬建機の老朽化
- ⑭競争力の低下
- IV ⑮熟練オペレーターの業務離脱



◇建設機械リース業の特徴的リスク

景気変動による①売上債権の回収遅延が挙げられます。近年の高機能で高額な建機の登場により②自然災害や天災による建機損害が経営上致命的な損失に繋がる可能性があります。

建機が大型であるため③工事中や移動中の第三者賠償事故や④車道走行中の交通事故による第三者賠償事故は高額になる可能性が高いでしょう。

また建機稼働現場の特徴として危険個所が多く、地震や津波発生の際の⑤労働災害にも注意が必要です。⑥元請けの倒産等による債権回収不能リスクは、⑦建機購入価格の上昇や⑧リース単価の下落による利幅の減少による車両をかけ資金繰りを悪化させます。業界構造として閑散期の⑨運転資金調達も注意が必要です。⑩建機の老朽化による品質低下やメンテナンスコストの上昇は⑪競争力を低下させ、これを防止するための設備投資サイクルの短期化は⑫過大な設備投資となり財務内容悪化の要因になります。業界の慣習として受注方法がメモ・口頭が多く⑬契約上のトラブルとなり理不尽な値引等にも繋がります。建機の搬出入や工事を急ぐあまり重量オーバーや交通規制等の⑭法令違反になるケースもありますので、労働安全も含め業務の周辺知識の習得も欠かせません。

大型建機の操作や移動の際には熟練した技術が求められますので⑮熟練オペレーターの業務離脱も大きな課題となります。

◇建設機械リース業の具体的リスク対策

資本力のある大手建機リース会社は収益基盤を海外に移行しつつあります。

縮小する国内市場において中堅中小の建機リース会社は所有建機の絞込みにより未稼働設備を削減し総資本回転率を高める対策が必要になります。

自社に無い建機を所有する外注先との提携により、競争力を維持し適正単価で受注する等、経営体質の強化が重要になります。リース料金は手形回収が多くサイトが長期化することから元請の信用調査を入念に行う事は必要不可欠で、取引条件の変更等も検討する良い機会となります。

東日本大震災被災地の復興現場においては労災事故が著しく増加しており、企業側が安全配慮義務違反による賠償責任を負うだけでなく、受注減少や入札不参加等で売上が減少するケースもあり得ることからメンタルヘルスも含めた労働安全対策の強化が大切です。大型建機による交通事故等は死亡事故に直結する可能性が高く、オペレーターへの行政処分（免停・取消）で稼働率が低下したり、経営者の拘留等で経営上重要な意思決定が出来なくなる等、様々なリスクを想定した事前の対策が必要です。また人件費の問題からオペレーターが雇用関係にある場合と、個人事業主として外部委託をしている場合もありますので、労働災害の補償規程や下請け事業者の政府労災保険の加入状況の確認も大切になります。

◇建設機械リース業における保険活用

建設機械リース業の保険活用として②自然災害及び天災による建機損害への備えの他、事故や盗難への保険手配が挙げられます。建機1機当たりの価格が億単位にもなりますので、自動車保険（車両損害補償）や保険商品によっては火災・新種分野での引き受けも考えられます。この場合には、免責金額（自己負担額）の設定や縮小割合の設定、または限定列挙タイプの補償内容にするなど保険料とのバランスを考慮した検討が必要です。

また③工事中・移動中の第三者賠償事故では、自社のオペレーターが自社の建機操作中の事故と、自社のオペレーターか他社の建機操作中の事故とでは保険適用が異なるため、自動車保険の他、請負業者賠償責任保険等も必要になる場合がありますので、漏れのない保険手配と補償限度額（支払限度額）の設定に注意が必要です。⑤労働災害に対する保険手配として、傷害保険系の保険手配よりも労働災害総合保険や使用者賠償責任保険等の手配が望ましいと言えます。これは元請け事業者との業務の関係で、政府労災に連動するタイプの任意保険の手配を要求される場合があります。労災事故の際の企業側の損害賠償責任に対応するための使用者賠償責任保険の手配は、企業財務に及ぼすインパクトから優先度の高いものと言え、労働災害から企業を防衛することになります。

知ってトクする

-709-

税務情報



見出し明朝10文字●●

見出し明朝12文字●●